

平成26年第383回臨時会

矢吹町議会会議録

平成26年 10月21日 開会

平成26年 10月21日 閉会

矢吹町議会

平成26年第383回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月21日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第12号の上程、説明、質疑	4
報告第13号の上程、説明、質疑	4
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
閉会の宣告	8
署名議員	9

平成26年10月21日（火曜日）

（第 1 号）

平成26年第383回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年10月21日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第12号 専決処分の報告について(専決第16号 損害賠償について)
日程第 4 報告第13号 専決処分の報告について(専決第17号 損害賠償について)
日程第 5 議案第64号 矢吹町280MHz防災無線システム整備事業請負契約の締結について
日程第 6 議案第65号 矢吹小学校大規模改修工事(I期工事)請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	町民生活課長	会田光一君

教育次長兼
学校教育課長 小 峰 光 君
兼指導主事

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 水 戸 邦 夫 主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第383回矢吹町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 竹元孝夫君

8番 大木義正君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、審議の結果について報告させていただきます。

本日、第383回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時30分から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について、企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、それぞれ協議をさせていただきました。その結果、会期を本日10月21日の1日間とし、議会審議につきましては専決処分の報告2件、工事請負契約の締結2件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本

日10月21日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日10月21日の1日間と決定いたしました。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより報告第12号 専決処分の報告について（専決第16号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

報告第12号 専決処分の報告についてであります。専決第16号 損害賠償について、本件は平成26年7月30日午前10時30分ごろ、矢吹町根宿地内の中畑幼稚園駐車場において、公務のため職員が公用車を運転し駐車場から出るため後退しながら左側に方向転換した際に、左側に駐車してあった相手車両の前部左側に公用車の後部左側が接触し、同車に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は8万5,352円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成26年9月27日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第12号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより報告第13号 専決処分の報告について（専決第17号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第13号 専決処分報告についてであります。専決第17号 損害賠償について、本件は平成26年5月28日午後3時15分ごろ、矢吹町曙町地内の駐車場において、公務のため職員が公用車を運転し、駐車場から出るため後退しながら左側に方向転換した際に後方に駐車してあった相手車両の前部左側に公用車の後部右側が接触し、同車に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は17万2,238円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成26年10月5日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第13号 専決処分報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第64号 矢吹町280MHz 防災無線システム整備事業請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第64号 矢吹町280MHz 防災無線システム整備事業請負契約の締結についてであります。本案は、緊急時に町民の皆様に必要な情報を確実に伝達するため、防災無線の聞こえない、聞きづらい等の課題が解消される防災無線システムを整備するものであります。

整備内容につきましては、国が推進する防災無線のデジタル化を踏まえ、280MHz 帯の周波数を利用した防災無線システムを構築するため、送信局の整備及び難聴地域を優先に、1,000台の防災ラジオを難聴地域の各世帯に導入するものであります。

今回導入する280MHz 防災ラジオは、従来の防災無線の戸別受信機等に比べ、建物内への電波が届きやすい特性があり、利用者宅に外部接続アンテナを設置することなく、附属のロッドアンテナのみで受信可能なラジオであり、台風等の暴風雨の中でも確実に、室内へ情報を伝えることが可能となります。

なお、この280MHz 防災ラジオは、株式会社東京テレメッセージが開発し、同社だけが電気通信事業者と

してサービスを提供しております。

また、防災ラジオの生産及び送信局の設備は、大井電気株式会社のみが製作しており、工事等は関連会社である、日本テクニカル・サービス株式会社が行っております。

このような理由から、契約の内容が競争入札に適さないため、日本テクニカル・サービス株式会社1社による随意契約とし、平成26年10月16日、見積を実施した結果、議案書のとおり7,776万円で東京都世田谷区池尻3丁目10番3号、日本テクニカル・サービス株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、青山君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

早速ですが、議案第64号 矢吹町280MH z 防災無線システム整備事業請負契約の締結についてに関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、反対の理由としましては、会計法第29条の3第1項、地方自治法第234条第2項におきまして、原則としては、競争入札というものが原則になりますが、随意契約は法令の規定によって認められた場合にのみ行うことができるとあります。

随意契約によろうとする場合は、なるべく見積書を徴すること、また、なるべく二以上の者から見積書を徴することとされているという予算決算及び会計令第99条の6、都道府県・市町村の規則等も踏まえて、この点に関しまして、今回の随意契約1社のみで見積となっていることに関しては、これは明らかに好ましくない状況であるとの認識でございます。

また、町の財務規則によりまして、この随意契約による場合の予定価格の限度額というものが、工事又は製造の請負の130万とありまして、これに照らし合わせても、単純に55倍以上の金額の価格となっている、財産等に関して80万であれば、それよりも多い倍率の予定価格ということになりまして、これに関しても、いわゆる法的にコンプライアンスというその概念からも、常軌を逸するものとの判断でございます。

以上、このような内容のもとに、この議案に関しましては反対をさせていただくことを、私のほうから討論させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） そのほか討論ございませんか。

9番、熊田君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 私は、議案第64号 矢吹町280MH z 防災無線システム整備事業請負契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

理由の説明の中にもあったように、競合他社がないという独占の1社のみであるということ、やむを得ずというか、それしか方法がないというふうな説明でありましたので、私も当初、なぜ随意契約かという疑問を持っておりましたが、提案理由を聞いて納得した次第であります。

また、町民の方からも、そういう物はぜひ欲しいというふうな、一昨日の火災防衛訓練でもありましたので、いち早く整備をしていただきたく、賛成をするものであります。

皆様のご賛同よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。この採決は、起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより議案第65号 矢吹小学校大規模改修工事（I期工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第65号 矢吹小学校大規模改修工事（I期工事）請負契約の締結についてであります。本案は、子供たちの安全・安心及び学習環境整備のため、スーパーエコスクール実証事業並びに長寿命化改良事業による学校施設環境改善交付金等を活用し、矢吹小学校を大規模改修するものであります。

工事内容につきましては、校舎全体のうち、昭和44年に建築された西校舎部分、延べ床面積3,098平方メートルをI期工事とし、内装改修を初め、外壁断熱改修、給排水施設更新、電気設備更新等の大規模改修を行う

ものであります。

入札につきましては、平成26年10月10日、高田工業株式会社、三柏工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社平成工業、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社奥村組、株式会社熊谷組、清水建設株式会社、株式会社安藤・間の11社による指名競争入札の結果、議案書のとおり5億1,732万円で矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第65号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅰ期工事）請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控え室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第383回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 27 年1 月20 日

議 長 諸 根 重 男

署 名 議 員 竹 元 孝 夫

署 名 議 員 大 木 義 正